

新旧対照表

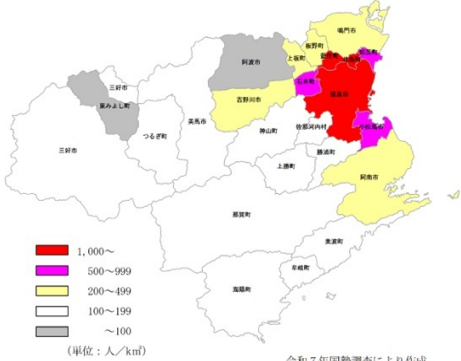
一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
1	全体	-	脚注番号の変更	-	県で使用する標準のワープロソフトが変更されたことに伴い変更
2	P3_第1編_第1章	【県国民保護計画の位置づけ】	【国】 <u>「国民の保護に関する基本指針」</u> ●政府があらかじめ策定(H17.3 閣議決定) ●国会に報告 ○国民保護措置の実施に関する基本的な方針 ○国民保護計画及び業務計画の作成の基準 ○想定される武力攻撃事態の類型 ○類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置 【指定行政機関(各省庁)】	【国】 「基本指針」 ●政府があらかじめ策定(H17.3 閣議決定) ●国会に報告 ○国民保護の実施に関する基本的な方針 ○想定される武力攻撃事態の類型 ○警報の発令、避難の指示、被災者等の救援、武力攻撃災害への対処等の総合的な推進に関する事項 ○国民保護計画又は国民保護業務計画の作成の基準となるべき事項 【指定行政機関】	記載内容を国民保護ポータル掲載の「基本指針と国民保護計画の関係」と統一
3	P4_第1編_第1章_1 県の責務及び徳島県国民保護計画の位置づけ	1 県の責務	県は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。)等の関連する法律、「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 <u>(削除)</u>	県は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)や「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」以下「事態対処法」という。)等の関連する法律、「国民の保護に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 <u>県は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</u>	脱字2字追加 1文削除(過去の変更において変更前の記述が残る誤りがあったため)

一連番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
4	P7_第1編_第2章	10 県地域防災計画等の活用	県は、国民保護措置が徳島県地域防災計画<大規模事故等災害対策編>や徳島県石油コンビナート等防災計画における災害への対応と共通した事項が多いことから、県地域防災計画等に基づく 取組 を活用する。	県は、国民保護措置が徳島県地域防災計画<大規模事故等災害対策編>や徳島県石油コンビナート等防災計画における災害への対応と共通した事項が多いことから、県地域防災計画等に基づく 取り組み を活用する。	誤字の修正
5	P8_第1編_第3章		【国民の保護に関する措置の仕組み】	【国民の保護に関する措置の仕組み】	一部記載内容を国民保護ポータル掲載の「国民の保護に関する措置の仕組み」と統一

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
6	P11_第1編_第3章	4 指定公共機関	機関の名称 災害研究機関 放送事業者 (日本放送協会) 運送事業者 (四国旅客鉄道株式会社) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社等) 電気事業者 (四国電力株式会社) ガス事業者 日本郵便株式会社 一般信書便事業者 日本医師会病院その他医療機関 河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者 (西日本高速道路株式会社) (本州四国連絡高速道路株式会社) 日本赤十字社 日本銀行	機関の名称 災害研究機関 放送事業者 (日本放送協会) 運送事業者 (四国旅客鉄道株式会社) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社等) 電気事業者 (四国電力株式会社) ガス事業者 日本郵便株式会社 一般信書便事業者 病院その他医療機関 河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者 (西日本高速道路株式会社) (本州四国連絡高速道路株式会社) 日本赤十字社 日本銀行	指定公共機関はR8.4.1現在で172機関、県境をまたぐ広域避難も想定するならば、括弧書きで一部機関だけを限定列挙するのは不適であるため、削除。 ※全機関を掲載するとページ数が多くなるとともに、追加の度に、計画の変更が必要となる。 日本医師会の追加については、「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
7	P13_第1編_第4章_1 近隣府県の地理的・社会的特徴	1 近隣府県の特徴把握の必要性	そのため、県は、平素から近隣府県の地理的・社会的特徴の把握に努めるものとし、とりわけ、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)及び 四国4県 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)については、必要な情報の共有・更新を定期的に行う。	そのため、県は、平素から近隣府県の地理的・社会的特徴の把握に努めるものとし、とりわけ、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)及び 四国4県 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)については、必要な情報の共有・更新を定期的に行う。	誤字の修正

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由																																																																																								
8	P13_第1編_第4章_1 近隣府県の地理的・社会的特徴	2 人口規模	近畿2府7県及び四国4県の人口は次の表のとおりとなっており、人口の合計は、 約2,600万人 に達している。 県は、国民保護措置の準備のための準備や体制整備を行う際には、これら近隣府県の方々に対する救援等を行うことがあることにも留意する。 また、本県出身者については、一般的に近畿圏に200万人が在住しているといわれている。さらに、 令和7年 の徳島県の人口移動状況をブロック別でみると、転入、転出ともに 県内を除く近畿2府7県 との間の移動が最も多く(転入が全体の 29.1% 、転出が 34.1%)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の 24.2% 、転出が 19.1%)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。 このような現況を踏まえると、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、事態が切迫したような状況下において、これらの本県関係者の方々が本県に移動・避難する可能性もあり、県は、市町村と連携し、このような際の対応方法についても、検討を行う必要がある。	近畿2府7県及び四国4県の人口は次の表のとおりとなっており、人口の合計は、 約2,800万人 に達している。 県は、国民保護措置の準備のための準備や体制整備を行う際には、これら近隣府県の方々に対する救援等を行うことがあることにも留意する。 また、本県出身者については、一般的に近畿圏に200万人が在住しているといわれている。さらに、 令和5年 の徳島県の人口移動状況をブロック別でみると、転入、転出ともに 近畿2府7県 との間の移動が最も多く(転入が全体の 30.7% 、転出が 32.4%)、ついで県内を除く四国4県(転入が全体の 24.1% 、転出が 20.2%)となっており、近隣府県に、本県にゆかりのある方々が多数居住されている。 このような現況を踏まえると、武力攻撃事態等に至らない場合であっても、事態が切迫したような状況下において、これらの本県関係者の方々が本県に移動・避難する可能性もあり、県は、市町村と連携し、このような際の対応方法についても、検討を行う必要がある。	統計数値の更新(令和7年国勢調査速報値)																																																																																								
9	P14_第1編_第4章_1 近隣府県の地理的・社会的特徴	2 人口規模 【近隣府県の人口】	<table><tr><th colspan="2">近畿2府7県⇄</th><th colspan="2">四国4県⇄</th></tr><tr><td>福井県⇄</td><td>729,386人</td><td>徳島県⇄</td><td>675,489人</td></tr><tr><td>三重県⇄</td><td>1,694,896人</td><td>香川県⇄</td><td>907,725人</td></tr><tr><td>滋賀県⇄</td><td>1,392,439人</td><td>愛媛県⇄</td><td>1,260,088人</td></tr><tr><td>京都府⇄</td><td>2,502,747人</td><td>高知県⇄</td><td>643,437人</td></tr><tr><td>大阪府⇄</td><td>8,764,578人</td><td>合 計⇄</td><td>3,486,739人</td></tr><tr><td>兵庫県⇄</td><td>5,323,825人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>奈良県⇄</td><td>1,269,180人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>和歌山県⇄</td><td>864,262人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>徳島県⇄</td><td>675,489人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計⇄</td><td>23,216,802人</td><td colspan="2">令和7年国勢調査</td></tr></table>	近畿2府7県⇄		四国4県⇄		福井県⇄	729,386人	徳島県⇄	675,489人	三重県⇄	1,694,896人	香川県⇄	907,725人	滋賀県⇄	1,392,439人	愛媛県⇄	1,260,088人	京都府⇄	2,502,747人	高知県⇄	643,437人	大阪府⇄	8,764,578人	合 計⇄	3,486,739人	兵庫県⇄	5,323,825人			奈良県⇄	1,269,180人			和歌山県⇄	864,262人			徳島県⇄	675,489人			合 計⇄	23,216,802人	令和7年国勢調査		<table><tr><th colspan="2">近畿2府7県⇄</th><th colspan="2">四国4県⇄</th></tr><tr><td>福井県⇄</td><td>766,863人</td><td>徳島県⇄</td><td>719,559人</td></tr><tr><td>三重県⇄</td><td>1,770,254人</td><td>香川県⇄</td><td>950,244人</td></tr><tr><td>滋賀県⇄</td><td>1,413,610人</td><td>愛媛県⇄</td><td>1,334,841人</td></tr><tr><td>京都府⇄</td><td>2,578,087人</td><td>高知県⇄</td><td>691,527人</td></tr><tr><td>大阪府⇄</td><td>8,837,685人</td><td>合 計⇄</td><td>3,696,171人</td></tr><tr><td>兵庫県⇄</td><td>5,465,002人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>奈良県⇄</td><td>1,324,473人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>和歌山県⇄</td><td>922,584人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>徳島県⇄</td><td>719,559人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計⇄</td><td>23,798,117人</td><td colspan="2">令和2年国勢調査</td></tr></table>	近畿2府7県⇄		四国4県⇄		福井県⇄	766,863人	徳島県⇄	719,559人	三重県⇄	1,770,254人	香川県⇄	950,244人	滋賀県⇄	1,413,610人	愛媛県⇄	1,334,841人	京都府⇄	2,578,087人	高知県⇄	691,527人	大阪府⇄	8,837,685人	合 計⇄	3,696,171人	兵庫県⇄	5,465,002人			奈良県⇄	1,324,473人			和歌山県⇄	922,584人			徳島県⇄	719,559人			合 計⇄	23,798,117人	令和2年国勢調査		統計数値の更新(令和7年国勢調査速報値)
近畿2府7県⇄		四国4県⇄																																																																																											
福井県⇄	729,386人	徳島県⇄	675,489人																																																																																										
三重県⇄	1,694,896人	香川県⇄	907,725人																																																																																										
滋賀県⇄	1,392,439人	愛媛県⇄	1,260,088人																																																																																										
京都府⇄	2,502,747人	高知県⇄	643,437人																																																																																										
大阪府⇄	8,764,578人	合 計⇄	3,486,739人																																																																																										
兵庫県⇄	5,323,825人																																																																																												
奈良県⇄	1,269,180人																																																																																												
和歌山県⇄	864,262人																																																																																												
徳島県⇄	675,489人																																																																																												
合 計⇄	23,216,802人	令和7年国勢調査																																																																																											
近畿2府7県⇄		四国4県⇄																																																																																											
福井県⇄	766,863人	徳島県⇄	719,559人																																																																																										
三重県⇄	1,770,254人	香川県⇄	950,244人																																																																																										
滋賀県⇄	1,413,610人	愛媛県⇄	1,334,841人																																																																																										
京都府⇄	2,578,087人	高知県⇄	691,527人																																																																																										
大阪府⇄	8,837,685人	合 計⇄	3,696,171人																																																																																										
兵庫県⇄	5,465,002人																																																																																												
奈良県⇄	1,324,473人																																																																																												
和歌山県⇄	922,584人																																																																																												
徳島県⇄	719,559人																																																																																												
合 計⇄	23,798,117人	令和2年国勢調査																																																																																											
10	P14_第1編_第4章_1 近隣府県の地理的・社会的特徴	3 交通網	近畿2府7県とは、本県は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により、結びつきを強めてきている。例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、 令和7年 の日平均交通量は 28,235台 を数えるようになっている。なお、古くから海上交通が発達していたが、徳島県と近畿を結ぶ定期航路は、現在では和歌山－徳島のみとなっている。	近畿2府7県とは、本県は、大鳴門橋、明石海峡大橋の開通により、結びつきを強めてきている。例えば、大鳴門橋の交通量は年々増加を続け、 令和5年 の日平均交通量は 26,585台 を数えるようになっている。なお、古くから海上交通が発達していたが、徳島県と近畿を結ぶ定期航路は、現在では和歌山－徳島のみとなっている。	統計数値の更新																																																																																								

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
11	P15_第1編_第4 章_1 近隣府県 の地理的・社会的 特徴	【主要道路に おける起点・ 終点間の距離】	高速道路 神戸淡路鳴門自動車道 兵庫県神戸市 徳島県鳴門市 89.0 高松自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 <u>124.2</u> 徳島自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 106.2 松山自動車道 愛媛県四国中央市 愛媛県 <u>西予市</u> <u>142.6</u> 高知自動車道 愛媛県四国中央市 高知県須崎市 91.9 一般国道 国道11号 徳島県徳島市 愛媛県松山市 <u>263.4</u> 国道32号 香川県高松市 高知県高知市 136.7 国道55号 徳島県徳島市 高知県高知市 246.2 国道192号 愛媛県西条市 徳島県徳島市 142.3 国道193号 香川県高松市 徳島県海陽町 <u>159.8</u> 国道195号 高知県高知市 徳島県徳島市 179.2 ※本州四国連絡高速道路株式会社webサイト、 高速道路便覧2024、道路統計年報2025により作成	高速道路 神戸淡路鳴門自動車道 兵庫県神戸市 徳島県鳴門市 89.0 高松自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 <u>121.6</u> 徳島自動車道 徳島県鳴門市 愛媛県四国中央市 106.2 松山自動車道 愛媛県四国中央市 愛媛県 <u>大洲市</u> <u>126.9</u> 高知自動車道 愛媛県四国中央市 高知県須崎市 91.9 一般国道 国道11号 徳島県徳島市 愛媛県松山市 <u>263.0</u> 国道32号 香川県高松市 高知県高知市 136.7 国道55号 徳島県徳島市 高知県高知市 246.2 国道192号 愛媛県西条市 徳島県徳島市 142.3 国道193号 香川県高松市 徳島県海陽町 <u>159.6</u> 国道195号 高知県高知市 徳島県徳島市 179.2 ※本州四国連絡高速道路株式会社情報開示誌 2023、高速道路便覧2023、道路統計年報2023によ り作成	統計数値の更新
12	P15_第1編_第4 章_2 徳島県の 地理的・社会的 特徴	1 地形	本県の総面積は <u>4,146.96km²</u> 、そのおよそ8割を山 地が占めている。県内の最も高い山は剣山で四国 第2の標高1,955mとなっている。剣山を中心とした 剣山地は県を南北に分ける分水嶺である。その北 方を流れる吉野川は高知県の町を水源にし、本 県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り、三好 市から東に転じ、下流域にはくさび形の徳島平野を 形成している。	本県の総面積は <u>4,146.99km²</u> 、そのおよそ8割を山 地が占めている。県内の最も高い山は剣山で四国 第2の標高1,955mとなっている。剣山を中心とした 剣山地は県を南北に分ける分水嶺である。その北 方を流れる吉野川は高知県の町を水源にし、本 県に入って大歩危・小歩危の深い峡谷を作り、三好 市から東に転じ、下流域にはくさび形の徳島平野を 形成している。	統計数値の更新

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
13	P16_第1編_第4章_2 徳島県の地理的・社会的特徴	2 気候	徳島県は、大きく2つの気候区に大別され、北部(特に西部)は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属している。北部は全国的に見て少雨地域(干ばつの年の降水量は剣山系北側では、<u>1,000mm以下</u>のこともある)、南部は日本でも有数の多雨地域(年平均降水量<u>3,000mm以上</u>、雨の多い年には剣山系南側では、<u>4,000mm以上</u>に達することもある)となっている。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいなど、気象特性は非常に複雑になっている。これらの気象的な特性が、徳島県を自然災害が多く発生する地域にしている。 県内の年平均気温は、県東部の海岸地方では約<u>17℃</u>で、県西部の山沿い地方に向かうに従い次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺(剣山山頂は除く)の山麓地方の年平均気温は約12℃で、海岸地方と比べ<u>5℃</u>の差がある。月平均気温の差は、夏は小さく冬は大きくなり、ときには7℃にも達することもある。 県は、武力攻撃事態発生時において、県民への被害を最小限にするため、気象情報などを迅速に収集し、必要な対応を行うことが必要となる。	徳島県は、大きく2つの気候区に大別され、北部(特に西部)は瀬戸内気候に属し、南部は太平洋気候に属している。北部は全国的に見て少雨地域(干ばつの年の降水量は剣山系北側では、<u>800～900mm</u>のこともある)、南部は日本でも有数の多雨地域(年平均降水量<u>約3,000～3,500mm</u>、雨の多い年には剣山系南側では、<u>4,000～5,000mm</u>に達することもある)となっている。県の面積の約8割を山地が占めることや、県西部の山間部では沿岸部に比べ気温の変動が大きいなど、気象特性は非常に複雑になっている。これらの気象的な特性が、徳島県を自然災害が多く発生する地域にしている。 県内の年平均気温は、県東部の海岸地方では約<u>16℃</u>で、県西部の山沿い地方に向かうに従い次第に低くなる傾向にある。県内で最も寒冷地にあたる剣山周辺(剣山山頂は除く)の山麓地方の年平均気温は約12℃で、海岸地方と比べ<u>4℃</u>の差がある。月平均気温の差は、夏は小さく冬は大きくなり、ときには7℃にも達することもある。 県は、武力攻撃事態発生時において、県民への被害を最小限にするため、気象情報などを迅速に収集し、必要な対応を行うことが必要となる。	統計数値の更新(徳島地方気象台webサイトの記載に統一)
14	P17_第1編_第4章_2 徳島県の地理的・社会的特徴	3 人口分布 【市町村別人口密度】	 (単位：人/km) 令和7年国勢調査により作成	【市町村別人口密度】  推計人口(令和6年4月1日現在)により作成	統計数値(及び出典)の更新

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
15	P29_第2編_第1章_第1節_3 国民の権利利益の救済に係る手続等	2 国民の権利利益に関する文書の保存	県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、 <u>徳島県公文書管理規則（令和5年徳島県訓令第11号）</u> の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。 県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。	県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、 <u>徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）及び徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）</u> の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。 県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。	既定の全部改正・廃止
16	P29_第2編_第1章_第1節_5 医療提供体制の確保 ※新設		<u>県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。</u>	<u>（新設）</u>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
17	P35_第2編_第1章_第3節	5 情報通信機器等の活用	① 災害時情報共有システム 県、市町村、指定地方公共機関等との情報の共有を図るため、全国屈指のICT環境を活用し、県において開発している災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」を活用する。 ② 全国瞬時警報システム（ <u>J-ALERT</u> ） 県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。 ③ 緊急情報ネットワークシステム（ <u>Em-Net</u> ） 内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。	① 災害時情報共有システム 県、市町村、指定地方公共機関等との情報の共有を図るため、全国屈指のICT環境を活用し、県において開発している災害情報共有基盤「災害時情報共有システム」を活用する。 ② 全国瞬時警報システム（ <u>J-ALERT</u> ） 県民に対して迅速に警報を通知するため、消防庁が整備した全国瞬時警報システムを活用する。 ③ 緊急情報ネットワークシステム（ <u>Em-Net</u> ） 内閣官房が整備した緊急情報の双方向通信システムである緊急情報ネットワークシステムを活用し、国からの国民保護関連情報を収集する。	標記（半角全角）の統一
18	P37_第2編_第1章_第4節_1 基本的考え方	2 体制の整備に当たっての留意事項	県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。 また、住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達するため、 <u>アラート</u> の活用を努める。	県は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。 また、住民の安心・安全に関わる情報を迅速かつ効率的に伝達するため、 <u>公共情報コモンズ</u> の活用を努める。	名称変更(H26.8)

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
19	P44_第2編_第1章_第6節_2 訓練	3 訓練に当たっての留意事項	① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。 ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。 ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。 ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。 <u>⑦ 県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。</u>	① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。 ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。 ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。 ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。 <u>(新設)</u>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
20	P45_第2編_第2章_2 救援に関する基本的事項	1 基礎的資料の準備	県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設（<u>避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅</u>）として活用できる土地、建物等のリスト（※ 特に、<u>長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等</u>）、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。	県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
21	P47_第2編_第2章_5 避難施設の指定	1 避難施設の指定の考え方	県は、<u>避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口</u>、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	県は、<u>区域の人口</u>、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
22	P52_第2編_第4 章_第1節_1 生 活関連等施設 の把握	1 生活関連 等施設の把握 【生活関連等 施設の種類】	第27条 3号 取水施設、貯水施設、浄水施設、配 水池 <u>国土交通省</u>	第27条 3号 取水施設、貯水施設、浄水施設、配 水池 <u>厚生労働省</u>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わ せた変更(水道行政の移管に伴う所管省庁の修 正)
23	P64_第3編_第1 章_1 初動体制 の迅速な確立	2 危機管理 対策本部等にお ける連絡体制	② 危機管理対策本部等は、県警察、消防、管区 <u>海上保安本部</u> 、自衛隊等の関係機関を通じて当該事 案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共 機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅 速に情報提供を行う。	② 危機管理対策本部等は、県警察、消防、管区 <u>海上保安本部等</u> 、自衛隊等の関係機関を通じて当該 事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公 共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して 迅速に情報提供を行う。	誤字修正
24	P67_第3編_第2 章_1 県対策本 部の設置	1 県対策本 部の設置手 順	(6) 本部の代替機能の確保 県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本部 を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務継 続計画(県庁BCP)」に準じ、次に掲げる順位で県庁 舎の代替施設に対策本部を設置する。 〔第1位〕 <u>徳島中央警察署(徳島市)</u> 〔第2位〕 <u>美馬合同庁舎(美馬市)</u> 〔第3位〕 <u>県立防災センター(北島町)</u> また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に 県対策本部を設置することができない場合には、避 難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所 について協議を行う。	(6) 本部の代替機能の確保 県は、県対策本部が被災した場合等、県対策本 部を県庁内に設置できない場合には、「徳島県業務 継続計画(県庁BCP)」に準じ、次に掲げる順位で県 庁舎の代替施設に対策本部を設置する。 〔第1位〕 <u>徳島中央警察署</u> 〔第2位〕 <u>西部総合県民局美馬庁舎</u> 〔第3位〕 <u>県立防災センター・消防学校</u> また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に 県対策本部を設置することができない場合には、避 難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所 について協議を行う。	「徳島県業務継続計画(県庁BCP)」の記載と統 一

一連番号	該当ページ ※溶け込み版／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
25	P68_第3編_第2章_1 県対策本部の設置	3 県対策本部の組織構成及び機能 県対策本部の編成			「徳島県災害対策本部運営規程」の変更に合わせた変更(転載)
26	P68_第3編_第2章_1 県対策本部の設置	4 県対策本部における広報等	(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、 問合せ窓口 の開設、すだちくんメール、県庁ホームページ、SNS、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。	(2) 広報手段 テレビ・ラジオ放送、記者会見、 問い合わせ窓口 の開設、すだちくんメール、県庁ホームページ、SNS、広報紙等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。	誤字の修正
27	P77_第3編_第3章_9 住民への協力要請		なお、県は、これらの要請を受けて協力を行った者が、死亡 又は 、負傷、疾病、障がいの状態となった場合には、基本的な人権の尊重及び国民保護法上その損害を補償しなければならない(国民保護法第160条)こととされていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のために迅速な対応を行うこととする。	なお、県は、これらの要請を受けて協力を行った者が、死亡 したり 、負傷、疾病、障がいの状態となった場合には、基本的な人権の尊重及び国民保護法上その損害を補償しなければならない(国民保護法第160条)こととされていることを踏まえ、問い合わせの対応等、権利利益の救済のために迅速な対応を行うこととする。	文言の修正

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
28	P78_第3編_第4 章_第1節	【関係機関への 警報の通知・伝達】			「都道府県モデル計画」に合わせて1文字追記
29	P79_第3編_第4 章_第1節_1 警 報の通知等	1 警報の通 知	① 知事は、国の対策本部長が全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び従来の防災無線等により発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。	① 知事は、国の対策本部長が全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)及び従来の防災無線等により発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。	標記(半角全角)の統一
30	P79_第3編_第4 章_第1節_2 市 町村長の警報 伝達の基準		① 市町村長は、知事から警報の通知を、国より全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も、検討するものとする。	① 市町村長は、知事から警報の通知を、国より全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)等により緊急情報を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある公私の団体(自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの)に伝達するものとする。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も、検討するものとする。	標記(半角全角)の統一

一連番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
31	P82_第3編_第4章_第2節	【関係機関への避難措置の指示の通知】			用語の変更(国からの指示と知事からの指示のすみ分け) 県で使用する標準のワープロソフトが変更されたことに伴い図を再編成
32	P84_第3編_第4章_第2節_2 避難の指示	1 住民に対する避難の指示 【避難の指示に際して調整を要する課題】	○ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 - 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 - 国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	○ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 - 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 - 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応 (必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
33	P98_第3編_第4章_第2節_5 市町村における避難実施要領の策定	3 避難実施要領のイメージ	3 その他避難の実施に関し必要な事項 (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、<u>身</u>軽に動けるようにする。	3 その他避難の実施に関し必要な事項 (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、<u>身</u>軽に動けるようにする。	誤字の修正

一連番号	該当ページ ※溶け込み版／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
34	P100_第3編_第5章	【救援の実施】			「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせて変更 県で使用する標準のワープロソフトが変更されたことに伴い図を再編成
35	P101_第3編_第5章_1 救援の実施	1 救援の実施	知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 ① 収容施設の供与 ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ③ 医療の提供及び助産 ④ 被災者の搜索及び救出 ⑤ 埋葬及び火葬 ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ⑦ 福祉サービスの提供 ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 死体の搜索及び処理 ⑪ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。 ・ 収容施設の供与 ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ・ 医療の提供 ・ 助産(分娩の介助及び分娩前後の処置) ・ 被災者の搜索及び救出 ・ 埋葬及び火葬 ・ 電話その他の通信設備の提供 ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 学用品の給与 ・ 死体の搜索及び処理 ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせて変更 前頁の図【救援の実施】内の表現及び後述の「3 救援の内容」の記載と統一するため、医療の提供及び助産を一項目に

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
36	P102_第3編_第 5章_2 関係機 関との連携	4～7	<u>4 事業者との連携</u> <u>県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参</u> <u>考にして、事業者と連携を図るものとする。</u> 5 日本赤十字社との連携 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又は その応援について、日本赤十字社に委託すること ができる。この場合には、災害救助法における実務に 準じた手続により行う。 6 緊急物資の運送の求め等 知事は、運送事業者である指定公共機関又は指 定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める 場合は、県による避難住民の運送の求めに係る調 整に準じて行う。 7 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊 急物資の運送 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公 共機関は、緊急物資の運送については、避難住民 の運送の実施に準じて行う。	(新設) 4 日本赤十字社との連携 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又は その応援について、日本赤十字社に委託すること ができる。この場合には、災害救助法における実務 に準じた手続により行う。 5 緊急物資の運送の求め等 知事は、運送事業者である指定公共機関又は指 定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める 場合は、県による避難住民の運送の求めに係る調 整に準じて行う。 6 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊 急物資の運送 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公 共機関は、緊急物資の運送については、避難住民 の運送の実施に準じて行う。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わ せた変更

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
37	P103_第3編_第 5章_3 救援の 内容	3 救援の内容	(1) 収容施設の供与 - 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>国が管理する施設、移動可能な施設、車両等</u>とその用地の把握) - 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 - 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・(削除) ・(削除) - 収容期間が長期にわたる場合の対応(<u>宿泊施設の居室、長期避難住宅等(賃貸住宅及び公営住宅等を含む。)</u>の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握) - 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応(<u>調達が困難な場合の、国等への支援要請</u>) - 提供対象人数及び世帯数の把握 (2)～(5) (略)	(1) 収容施設の供与 - 避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、<u>設置可能な仮設小屋、天幕等</u>とその用地の把握) - 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 - 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ <u>高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与</u> ・ <u>老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与</u> - 収容期間が長期にわたる場合の対応(<u>長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)</u>とその用地の把握) - 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の<u>対応</u> - 提供対象人数及び世帯数の把握 (2)～(5) (略)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
38	P104_第3編_第 5章_3 救援の 内容	3 救援の内容	(6) 電話その他の通信設備の提供 - 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 - 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 - 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 - 聴覚障がい者等への対応 ・ <u>通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請</u> (7)福祉サービスの提供 ・ <u>避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者に関する情報の把握</u> ・ <u>これらの者からの相談対応</u> ・ <u>これらの者に対する避難生活上の支援</u> ・ <u>福祉避難所の設置</u> ・ <u>福祉サービスの提供に係る国等への支援要請</u>	(6) 電話その他の通信設備の提供 - 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 - 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 - 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 - 聴覚障がい者等への対応 (新設)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
39	P104_第3編_第 5章_3 救援の 内容	3 救援の内容	(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度) ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 ・ <u>住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請</u> (9) 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 ・ <u>教科書等の給与に係る国等への支援要請</u> (10)～(11) (略)	(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度) ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 (8) 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 (9)～(10) (略)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更
40	P118_第3編_第 7章_第3節_4 汚染原因に応 じた対応		県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国(厚生労働省、国土交通省及び農林水産省等)と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。	県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国(厚生労働省及び農林水産省等)と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に合わせた変更(水道行政の移管に伴う所管省庁の追加)
41	P132_第3編_第 9章_2 廃棄物 の処理	2 廃棄物処 理対策	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	脱字修正

一連 番号	該当ページ ※溶け込み版/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
42	P139_第3編_第 12章_1 赤十 字標章等及び 特殊標章等の 意義		1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成16年 条約 第12号。以下「第一追加議定書」という。)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するため、それぞれに使用することができ、それらは1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されることとされている。	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(平成16年 条例 第12号。以下「第一追加議定書」という。)において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するため、それぞれに使用することができ、それらは1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されることとされている。	誤字修正